

横須賀市廃棄物減量等推進審議会（第87回）議事概要

- 1 日 時 令和8年(2026年)3月2日(月) 午後2時00分から3時25分まで
- 2 場 所 横須賀市役所消防庁舎4階 災害対策本部室
- 3 出席委員 上田委員、織田委員、笈委員、嘉山委員、城川委員、北村委員、日下部委員、佐藤委員、椿委員、長谷川委員、藤田委員、米村委員
- 4 事務局 環境部 山口部長
環境政策課 出雲課長、赤城主査、大野、高平
廃棄物対策課 中島課長
環境施設課 府馬課長
広域処理センター 山本所長
久里浜収集事務所 田辺所長
- 5 傍聴者 なし

6 議事内容

開会

- ・事務局が定足数である半数以上の委員の出席を確認し、会議の成立を報告
- ・椿委員より委員就任のご挨拶

議事

(1) 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の進行管理について

○佐藤委員長

今回は委員の皆さんが全員出席です。これから第87回の審議会を始めたいと思います。まず議題の1番、令和6年度の進行管理について事務局から説明をお願いします。

○事務局（資料1について説明）

○佐藤委員長

はい、説明ありがとうございました。色々ページが前後しまして、皆さんも全部把握するのは難しかったかもしれませんが、その部分をもう一回説明してほしいとか、分からないことがあるので質問したいという所がありましたら、発言をお願いします。

前回の審議会でも評価のメリハリをつけた方が良いとのご指摘がありましたので、事務局の方でかなり根本的に見直しを掛けられたという努力の成果がみられると思うのですが、これについては如何でしょうか。もう少し華々しく評価してもよいとか、ちょっと自己評

価が高すぎるのではないかというご意見もあるかもしれません。何かコメントはありますか。すみません、米村委員から口火を切ってもらえますか。

○米村委員

2点あります。1つは今委員長から紹介があった評価についてです。例えば4ページの食品ロスの取り組みについて、令和4年度、5年度、6年度とA評価で推移しています。確かに評価基準では「○」なのですが、下の取組実績の推移を見ると令和5年度から6年度にかけて食品ロスの割合が増えているのです。これはどう解釈したらよいのでしょうか。評価が一律にA評価だと取り組みがどんどん上手くいっているという感じがするのですが、ごみが減っている訳でなく増えているということは、実際はそうではなく何か食品ロスに対する取り組みが停滞しているのかもしれないという印象を受けます。

それからもう一点。おもちゃのリユースについて、回収ボックスを設けてリユースを行ったということですが、おもちゃの種類によっては、修理ができるのであれば自分でまだ使い続けたいというお子さんも結構いらっしゃるのではないかと思います。そういうことから自分のおもちゃを大事にずっと使い続けるという気持ちも養われるという考え方もありますので、いきなり誰か貰ってくださいとリユースする前に、本人に直せたら使いたいという意思があればそれを尊重できるような取り組みが出来たらよいと思います。アィクルとか市の施設に持ち込んで修理ができるようであれば可能ではないかと思うのですが、その辺りのお考えを伺えますか。

○佐藤委員長

事務局からコメントをお願いします。

○環境政策課長

1点目の食品ロスについてですが、食品ロス調査は年4回、ごみの集積所から収集したものを調査していますが、年度によって対象の地域や集積所を変えて行っています。地域ごとの傾向や、集合住宅や団地などの世帯構成での違いを見るためにそのようにしているのですが、調査結果にバラツキが出るため、年度によっては前年度よりも食品ロスの推計量が増えてしまう状況があります。これは我々も懸念しておりまして、この調査の実施方法については今後どのようにしていくかを検討しておりますので、そこから例えば新興住宅地にはこういうアピールをした方がよいのではないか、昔ながらの住宅地にはこうしたほうがよいのではないかということも考えていきたいと思っているところでございます。

2点目のおもちゃのリユースにつきましては、米村委員がおっしゃる通り、修理をして使うべきではないかという考えもあることから、我々も他都市の事例等を調査しています。一例になりますが、おもちゃ病院という取り組みで、そこにおもちゃを持ってきたら修理をしますよと、ボランティアの方々が開催しているものがあります。こういった取り組みを横須賀市ではどのように実施できるかを研究しているところでございますので、先が見えてまいりましたらご報告させていただきたいと思っております。

○米村委員

食品ロスの件に関連して、10 ページに生ごみ処理機の補助金を出して普及を図っているという記載がありますね。この生ごみ処理機が広範に普及すれば、生ごみはかなり減るだろうと思いますし、食品ロスのようなごみとしては出てこないことになると思うのですが、生ごみ処理機の普及状況はどうですか。

○環境政策課長

生ごみ処理機の普及状況は、令和5年度に分別変更をした際に、各町内会を回らせていただいた関係で、件数は令和5年度から右肩上がりとなっており、令和6年度は合計230件程度の補助をさせていただいたところでございます。令和7年度はそこまで届くかなというような状況ではありますが、これに近い状況で推移しています。生ごみのリサイクルにつきましては、今年度から学校に伺ってミニキエーロという生ごみ処理機の周知を行っています。また、数年前から保育園にキエーロを設置しており、昨年度は公立保育園でまだ設置できていなかったところや壊れてしまったところに、ふるさと納税を活用させていただき設置を行いました。給食残渣や食べ残しをリサイクルしていただくことで、子どもたちに少しでも興味を持ってもらう目的で取り組みを始めているところでございます。

○佐藤委員長

食品ロスの推計値はそもそも分析データに基づいて算出しているという所がありますので、思うような削減効果が数値として見えづらいところはあると思います。ただ、米村委員がご指摘のように、このままではちょっと誤解を招く可能性があるので、地域ごとの傾向を見ながらデータを集めているという補足を付け加えていただければ良いのではないかと思います。

おもちゃに関しても、おもちゃ病院のような取り組みを市として考えているということですね。同じような名前にするかは別として、そのような他の地域での取組等も検討しているということは、取り組みとしての実行には至っていませんが、検討している項目としてこういったものがあるという形で、ぜひ追記していただいた方が誤解は無いかと思います。

なかなか深いデータ解析をされているので、非常に皆さんの役に立つような解釈や回答が事務局から聞けて良かったと思います。

他にないでしょうか。はい、織田委員どうぞ。

○織田委員

食品ロスのところや子どもごみ教室、海洋プラスチックごみのところでも、子どもに対してごみの啓発を行っているということが書かれています。これは大変すばらしいことだと思いますが、それに対して子どもたちがどのように感じているのか、感想とかそういった子どもたちの声があったらお聞かせいただきたいと思います。

○環境政策課長

子ども向けの啓発に関しましては、昨年度から、夏休みの期間中に子どもたちに向けた海洋プラスチックごみ問題に関するイベントを開催しています。観音崎の県立博物館のスペー

スを借りて開催し、「かながわ海岸美化財団」という海浜清掃を主に実施している財団の方を講師に招いて、ビーチクリーンや、マイクロプラスチックを拾ってのアクセサリーを作る体験をしていただきました。10組20名の募集のところに200組ほどの応募があり、とても好評でしたので秋にも、もう一度開催させていただきました。海洋プラスチック問題は新聞やテレビで報道されているため、子どもたちが関心を持ってくれていると感じます。海洋ごみはおよそ7割が陸で発生したものであるというデータがあり、自分たちが出したごみが海へ流れ、最終的に遠く離れた島に流れ着いて生態系に影響を及ぼしているということ、鳥がごみを餌と間違えて被害にあっているショッキングな映像等も使いながらお伝えしています。今回お示ししているのは昨年度の実績ですが、今年度は更に3月にもう一度イベントを開催し、子ども向けの啓発を広げております。

参加した子どもたちの感想については、イベント終了後にアンケートを行っています。保護者と一緒に参加している子どもが多く、既に関心をもっているからイベントに参加してくれている方が多いとは思いますが、ごみ問題に取り組んでいかなければいけないという前向きな良い反応を頂いております。

○織田委員

ありがとうございます。

子どもたちにそういった形で啓発していただくのは大変いいことだと思います。一方で、道を歩いているとタバコの吸い殻等が色々落ちていて、別の大人がポンポン捨てていくというギャップがどうしても出てしまっています。そういう所を含めて、子どもたちにその辺りのズレをしっかりと理解できるように、引き続き教室を開いていただければありがたいなと思います。

○佐藤委員長

はい、ありがとうございます。

子どもたちの感想といますか、それだけ市の方で説明や啓発の機会を増やししながら、ある意味で子どもたちの新しい知識欲や感動を広げているという点は、これからの市の施策の大きな力になっていただけるものだと思いますので、こういった感想の情報や具体的な方策のアイデアは少し見える化をしていただければと思います。非常にいいアイデアをご提示いただいたと思います。

他にございますか。はい、北村委員どうぞ。

○北村委員

12 ページにごみ屋敷に関する通報や相談という所があり、下に排出支援等を実施したと書いてありますが、具体的な内容をお伝えいただきたいと思います。生活環境の整備という点で、そのような状況が近くにある方々の気持ちを考えますと、どのように対策を行っているのか、またそれに対して費用もかかると思いますので費用はどのように捻出されているのかという所も気になりました。

それからもう一点、14 ページの不法投棄対策の所で、警察を含めた巡回パトロール等を

実施しており、それに対する色々な表示等も設置しているようですが、こちらもお話しただけの範囲でもう少し具体的にどんな現象があるのか、不法投棄されているものはどんなものが多いのか等、興味がありますのでお聞かせいただければと思います。

また、警察等も含めた今後の対策があるようでしたら、そちらもお尋ねしたいと思います。よろしくをお願いします。

○佐藤委員長

事務局の方からお願いします。

○廃棄物対策課長

まず1点目のごみ屋敷の対応については、城川先生はよくご存じでいらっしゃると思いますが、このごみ屋敷条例自体はあくまで福祉的な支援を目的としており、福祉部が主管課となって進めているものでございます。

ごみ屋敷条例の目的は、セルフネグレクト等、自分でごみが出せないような事態になったときに、市長がごみ出しを支援できるという中身になっています。

環境部としましては、福祉的な支援はあくまで福祉部が所管しておりますが、ごみ屋敷なのでどうしてもごみが発生してしまうため、そのごみの処理については環境部が行っていくというところでその部分を担っており、その一環がこの排出支援という取り組みです。

お話しした通り、排出支援は市長がそのような助けを求める方に対して支援が出来るというような中身になっておりますので、まずはごみ屋敷認定をして、その方が助けを求める場合はそれに対する援助として、例えば市の職員がごみ屋敷の片づけ等を行っています。今回お示ししているのはその件数でございます。

費用については、基本的には排出者に負担していただく形であり、金額は手数料条例に定めているのですが、10 kgまで毎に200円というかなり安い金額になっています。

続いて、不法投棄防止対策の強化につきましては、不法投棄されるものは色々ありますが、横須賀市では悪質な場合ですと引っ越しごみはかなり多いです。過去には、産業廃棄物の建材等がありましたが、最近の横須賀市の傾向では、あまり建廃業者のような事業者が不法投棄する事案というのはかなり少ない方ではないかと思っています。そういったケースは県央の山林をたくさん抱えている地域が多いようで、県内自治体の打ち合わせの中でそういった情報収集を行っています。

警察と連携したパトロールについては、こちらの記載は11回となっておりますが、月に一度、不法投棄が起きている場所や問題があるようなところを、横須賀市内の3警察署と連携してパトロールを行っています。この取り組みの目的としましては、パトロールが主の目的ということではなく、行政と警察との顔つなぎというのを一番の目的としております。例えば不法投棄が起きた時に、日ごろから顔の見える関係を作っておきますと、我々が告発し易かったり、警察の方も情報を貰いやり易かったりというところがあると思いますので、日ごろから一緒にパトロールをしているところでございます。

○佐藤委員長

北村委員、よろしいですか。

はい、では寛委員お願いします。

○寛委員

この評価の修正は前回私が指摘したのですが、直していただきありがとうございました。全体的に「×」が1個くらいあっても良いのではないかと個人的には思っていますが、それは皆さんが頑張ったということで深くコメントはいたしません。

11 ページの高齢者のごみ出し支援の所で質問があります。私は認知症のボランティア活動を長年やっけていまして、毎月一回認知症カフェというのを開いて、色んな認知症の患者さん、家族の方、介護の方とお話をするのですが、11 ページの下に市長が特に必要と認める世帯という所があり、65 歳以上、要介護2以上となっています。これはもちろん上地市長が一人ずつ見ている訳ないと思いますが、ケアマネジャーが決めているのでしょうか。実際の生の声を聞いていると、高齢の独居老人で山や坂の上にお住まいの方は、なかなかごみが出しにくいとか、あるいは曜日を間違えるとか、燃せるごみと不燃ごみを間違えて出してしまうと近所の人に叱られるとか、そういった話をよく聞きます。そこから段々委縮してしまい、家の中にごみが溜まってごみ屋敷に繋がっていくかなと思っています。何が言いたいかといいますと、認知症の方のフォローをもう少しやっていただきたいのですが、今実際にやっている取り組みがあればお聞かせいただきたいと思っています。

○廃棄物対策課長

認知症の方のフォローという点について、このごみ出し支援制度を認定するに当たってのフローをご説明いたします。まずは福祉部で申請を受け付けます。なぜ福祉部なのかというと、介護の状態等がどうしても環境部では判断が出来ないので、まず入口は福祉部という形になっています。福祉部がここに記載した要件を見て判断を行い、要件に合う方であれば市が戸別の収集を行う流れになっています。

実はこの制度を設計する時に私も担当者だったのですが、福祉の考え方として、あくまで自立支援を促していこうという考えのもと、自分でやってもらうこと、そして自助共助をまずは第一に考え、今起きている自助共助を阻害しない制度設計にしなければならないという結論に至り、公が最低限手助けするような制度にする形となったため、周りの皆様からちょっと厳し過ぎるのではないかというようなお声もいただくのですが、そういった制度主旨によってこのような少し厳しい条件設定になっています。

ただ、この要件にすべて当てはまらなければ全く受け付けないというわけではなく、例外規定も設けておまして、その他市長が認めるものということで、具体的には例えば 65 歳以下の方、要介護1でもごみが出せなくて住民税非課税世帯というような要件もあり、且つ民間業者とかに依頼できなくて費用負担ができない方等も、一定程度認めている状況であります。

結果的にごみ屋敷になってしまうのではというお話も伺いましたが、例えばごみ屋敷の排出支援をした後に、そのフォローアップのような形で、今後の対策としてこういった制度に繋げるということも現場ではやらせていただいております。以上です。

○寛委員

承知しました。

○佐藤委員長

今のお答えだと、要するに福祉部から介護度の情報、あるいは介護度に関わらずごみ出し支援が必要だという方のご紹介が環境部のところ来て、環境部が対応するというフローで合っていますか。

○廃棄物対策課長

はい、おっしゃる通りです。

○佐藤委員長

ありがとうございました。城川委員、お願いします。

○城川委員

色々頑張っていたいただいているのが良く見えるので有難いことだと思いますが、2点ほどあります。

一つ目は先ほど織田委員がおっしゃった子どもへの教育指導という点についてです。小中学校や高校では、今SDGsの観点で色んな教育がなされていて、おそらくその中の一つに食品ロスや環境整備というものが入ってきています。

この進行管理では、子どもへの教育指導に関する取り組みがそれぞれの該当する項目にバラバラに書かれているので、色んな所に「子どもの～」と記載があるのだと思いますが、環境部として、子どもたちに対してどのタイミングで、どういう教育を、どういう人たちに行っているのかという部分を統一して示すものが良かった方が良いように思います。場合によっては、市の教育委員会と連携することも有りなのではないかと考えますが、その辺りをどのようにお考えかということをお聞かせいただきたいと思います。

もう一点、実際のところ私はこの説明を読んでいて、それぞれの評価がなぜ「◎」なのか、なぜ「○」なのかという判断基準が実はあまりよく分かりませんでした。取り組みを行っているから「○」なのか、どの点がすごく良かったので「◎」にしたのか、その判断材料になるような説明があまり無いように感じます。ちょっと自画自賛でもいいので、今年度はこの部分が向上したので「◎」にしました、というような書きぶりがあっても良いのではないかと思います。「△」の評価についても同様です。そうすると、次年度以降にどのように計画をシフトしていくのかという部分も見やすくなると思うので、どのように説明の書きぶりを考えていただけるのか伺いたいです。

○佐藤委員長

先ほどの事務局から説明していただいた部分を、この進行管理の中で補足してくれると分かりやすいというご発言だったと思います。事務局の方で回答をお願いいたします。

○環境政策課長

まず子どもの教育という観点につきましては、毎年度小学校4年生の総合学習の中で、ごみの取り組みをやらせていただいております、年度初めに校長先生宛にご活用いただけるようご案内させていただいております。

教育委員会との連携については、実は我々も連携したいと考えておまして、検討はしているもののなかなか壁が厚くて難しいところがあります。

現在、教育委員会と連携を図ってお知らせの方法について検討しています。昨年実際にあった事例ですけれども、学校の先生が子どもを介して保護者にお知らせをする場合、学校から子どもにはそのお知らせが渡されるのですが、特にプリントとかですと、子どもが保護者に渡し忘れてたり捨ててしまったりということで、結果として保護者の手に渡らないということがありました。そのような経緯から、今教育委員会ではマチコミというアプリを使って、直接保護者の方に色々な通知を出す方法を取り入れています。

我々も教育委員会と連携し、先ほどのプラスチックの教室やイベントのお知らせにマチコミを利用し、保護者の方々に直接お知らせができるように、今年度から少しずつ進めております。

環境教育につきましては、先日も学校の先生や関係の方々と懇話会をやりまして、どうやったら子どもたちが排出ルールを守ってくれる話の中で、やはり学校の授業を取り上げてもらうためには、まずは先生にその点を十分に理解していただく必要があるということが分かってきました。

そこで、学校の教員向けに、環境教育の授業に向けた取り組みを色々行っているところですが、やはりどうしても理科や社会などの一部の科目担当の先生に限定されている状況なので、何とかそこを広げていきたいなというふうに思っているところでございます。

最後に、評価の基準に関するご指摘についてですが、例えば8ページのアイクルフェアについては今回「◎」にしているのですが、コロナ禍に開催できなくなってしまった時期があり、令和3年度は0回0人となっておりますが、令和4年度の再開以降は年々来場者が増えております。また、再生家具の提供個数も増えており、令和6年度はコロナ前の状況に近いところまで復旧してきたかなという印象です。そのような視点から、評価を「◎」にさせていただきました。

○佐藤委員長

ありがとうございます。

事務局からの評価の説明について、委員の皆さんから物足りないというご意見が出ていますので、やったことがもう少し明確に分かるように見える化をしてほしいと思います。

あと私から注文させていただきますと、子どもに対する研修会について、『子どもと〇〇をする会』とか、それを何回やって、どのくらいの人数、横須賀市内の児童何百人に説明をしたのかといった、少し定量的な数字や取り組みの名称等をぜひ追加していただきたいと思っております。ご検討ください。

○環境政策課長

承知しました。

○城川委員

追加してもよろしいでしょうか。

今、教育委員会とか先生方とそういうことをしてらっしゃるのであれば、大事なところだと思しますので、それも追記して良いのではないのでしょうか。

学校に入り込むことがすごく難しいのは、よく存じ上げております。一つとしては、こちらが出張するのではなく、教員をどう焚きつけサポートするかだと思いますので、どちらかというティーチャーズ・マニュアルとかティーチャーズ・トレーニングとか、そちらの方にもちょっと目を向けていただけると良いのではないかと思います。おそらく社会も理科も保健も関わってくる内容なので、そんな形で広げていただけるといいと思います。ぜひご検討ください。

○佐藤委員長

ちょっと私から追加させてください。定量的なという指摘の話の続きになりますが、事務局からの説明の中でリチウムイオン二次電池の回収拠点を3ヶ所から16ヶ所に増やしたという話をされていたと思います。また今回リユースの件で、おもちゃ病院まではいかないですが、回収拠点を3ヶ所設営されたと思います。そういった拠点の数を現状からこれだけ増やしましたというのも、やはり大きな「◎」になると判断できると思いますので、その辺は出し惜しみしないで書いていただければいいのではないかと思います。はい、それでは上田委員。

○上田委員

今お話を聞いていまして、まず初めに評価の基準が分かりにくいという話は、最初に全部説明していただきましたが、確かに分かりにくい。進行管理を読みましたが、取組実績や実施結果等は半分以上書かれています。それはきちんと記載されていますので、そこを見ていただければ具体的に分かるだろうということだと思いますが、それでも今のお話を聞いて、もう少し説明が詳しい方がいいなと感じました。評価に対する説明をもう少し詳しく記載していただけるとありがたいと思います。

それから子どもごみ教室については、具体的な活動の回数と人数も出ていますけれども、これはぜひずっと続けていっていただきたいと思います。すぐに結果は出なくても、ボディーブローのように後から非常に効いてくると思いますので、子どもたちに対して、ごみをきちんと片付けてきちんとしなければ町が綺麗にならない、町のため自分たちのために絶対に必要なことだということを教育していくのは、今環境部でやっていただいているこの教室でお願いしたいと思います。先ほど学校の話が出ましたが、これは環境部だけがやればいいのか、学校がやればいいのかではなく、みんなで協力して合同でやっただけじゃいけないと思っています。

もう一点、高齢者や独居老人の方々のごみ出し支援の話が出ましたが、私の町内会で行っ

ている取り組みを一つご紹介させてください。うちの町内会では、以前から一人暮らしのお年寄りのお宅にこちらから資源回収に何う取り組みを行っています。名前は「一人暮らし出前資源回収」といいます。うちの場合は民生委員が主となってやっていますが、地域とか環境部とかの垣根をできる限り越えて活動する方法をとっていかないと、お前の所がやれ、うちがやればいいのだということになり兼ねないので、そういった点はこれからもっと大切になってくると思います。この出前資源回収は、資源を回収することが目的のように見えますが、一番の目的は高齢者の安否確認です。毎週日曜日の朝9時にお宅に伺い、まずは外から挨拶して声をかけて中から声が返ってくるか確認しています。

また、うちでは婦人部と青年部の人にこの取り組みに参加してもらっています。地域内に小さな山があり、山の方の人たちは大変だと思うのでそこには必ず行くようにしていますが、そこに若い方とか婦人部の方が行ってくれることで、ここに一人暮らしの人が住んでいるということがわかりますよね。そうするといざ何かあったときに、例えばもし火事があった時とかに、あそこのお宅は一人暮らしだぞ、助けに行けとすぐに言えるのです。これらのメリットに加え、最終的には資源回収も出来るというところがこの取り組みの良さだと感じています。

質問が出るのではないかと思うので先に補足しますと、勝手に個人を特定するということが今は個人情報保護の関係で出来ませんので、民生委員の方に対象のお宅に行っていたき、資源回収に行っても良いかを本人に確認して、本人から希望があった場合に行くようにしています。

何が言いたいのかといいますが、地域とか色々な各部署が協力し合ってやってかないと、こういう活動というのはなかなかうまくいかないと思うし、長く続けるためには行政だけに頼っては駄目だと思います。やっぱり地元の人と一緒に協力していくような体制を作るという、そのための活動がこれからもっと必要になるのかなと思いました。

○佐藤委員長

はい、非常に励まされるご意見だったと思います。と同時に上田委員から、この令和6年度の評価について概ね基本的な評価は、頑張っているねというエールが送られたのかなと思います。

大筋、進行管理の報告案を委員の皆様は温かく受け止めてらっしゃる。その中で、できればというのを話し出すと皆さんやはり話題が止まらなくなるのですけれども、引き続き頑張って進行管理を続けていただければと思います。

委員の皆さんのご意見がたくさんありまして、このまま続けるとこの議題だけで4時までかかりそうなので、とりあえず一旦ここまでにしたいと思います。

総意としては、令和6年度の進行管理はよくやっているという高評価だったのではないかと思います。

(2) その他

○佐藤委員長

それでは次の議題に進めさせていただきます。議題の2番目はその他ということで、これは事務局の方で進行してもらいます。

○事務局

それでは前回 86 回の審議会でお話がありました、移動式の火葬炉、小動物の火葬炉について、廃棄物対策課長の方からご説明をさせていただきます。よろしくお願いたします。

○廃棄物対策課長

はい、前回は体調不良で欠席になってしまい申し訳なかったです。

上田委員から移動式火葬炉、動物の火葬車について、どのような規制があるのか、また今後同様の事例が出てくることに対するご不安な点についてご意見いただいたと聞いております。

移動式火葬炉の規制についてお伝えする前に、前提条件として、まず廃棄物の概念を簡単にご説明させていただきますと、廃棄物とは、占有者が自ら利用し、または他人に有償で売却できないため、不要になったものをいいます。ここでポイントになるのが不要になったものということです。愛玩動物、いわゆるペットの火葬というのは、社会通念上不要物には該当しないというところがありまして、小動物、いわゆるペットの火葬については廃棄物の焼却に当たらないというのが国の通知で出されています。

一方で廃棄物の焼却については、例えば他人の廃棄物を業として処理する場合や、炉の焼却能力が1時間当たり 200kg 以上は許可が必要であり、もしくは自分の廃棄物を処理する場合であっても、燃焼能力や温度管理といった構造基準というものが適用されます。

他にも廃棄物の焼却に関しては、大気汚染防止法や神奈川県你的生活環境保全条例でもそういった部分の規制はあるものの、繰り返しになりますが小動物の火葬、いわゆるペットの火葬については廃棄物に該当しないため、そういった規制がかからないというのが現状です。

そのため、神奈川県の周辺自治体では各自で条例を設けて、いわゆる大気・ばい煙といった部分について規制をしているというのが実態でございます。横須賀市の場合はどうなのかといたしますと、横須賀市はそういった規制を現在のところは設けておりません。

ただ上田委員のおっしゃる通り、例えばその小動物の火葬であっても、実は市内でも最近1社、固定する炉を作って営業しているところがあるのですが、そういった規制がなくても我々が現地確認をして、そういった廃棄物の構造基準に照らし合わせて、それに近いしっかりとした炉が入れているかどうか状況の確認はしているのが実情です。

一方で、移動式火葬炉、車で焼却するような炉というのは、基本的には売却しているカタログ等を見ると、いわゆる構造基準が満たされているものがほとんどですが、実態については現在そこまで把握していないというのが実情でございます。

そういった状況の中、前回の審議会の中で委員長からどちらかというと環境の問題なのかなというような発言もあり、我々も大気の話なので廃棄物の問題というよりも環境分野になるのかなと感じる部分もありますが、そういったばい煙等を排出するものに関して、今後規制が必要であるかという点について研究検討をしていきたいと考えているところでございます。こちらが前回いただいたご質問の回答となります。以上です。

○上田委員

非常に細かく説明していただきありがとうございます。

ただこれから、この問題はもっと大きな社会問題になってくると考えられますので、その点については今後も十分に考えていただく必要があると思います。確かお隣の横浜市はもう規制をかけていると思いますので、そういった意味でこれからのことを考えると、大事な問題だと思います。一つよろしく願いいたします。

○佐藤委員長

はい、ありがとうございます。

このペットの火葬炉については、例えば自治体で新しい施設を造る時にペット等の小動物の火葬炉を合わせて造る場合があります。基本的に廃棄物の焼却炉は、炉の大きさや燃やす重量で、一定のレベル以上は廃棄物焼却炉になるということが法律で決まっています。

ペット等の小動物焼却炉というのは、ダイオキシン特措法のメニューによって大体は大きくなるはずであり、焼却能力 50kg/h、火床面積 0.5 m²以上という条件がありますが 200kg/h に満たない場合でも大防法の届出等は必ず行っていると思います。エコミルには小動物焼却炉はありますか。

○廃棄物対策課長

エコミルにはありません。

○佐藤委員長

無いのですね。他都市の小動物火葬炉がある事例では、大気汚染防止法上の届出を関係先と協議して行っていますが、民間では自治体レベルほどお金をかけていないというのが現状であり、私から見たらはっきり言って杜撰です。そんなにお金をかけてないドラム缶の焼却炉のようなものを車に積んだら、やっぱり心配ですよ。何が一番心配かということですが、全く漏れないことはあり得ないかなと思います。そういう点では上田委員が、今のところ対象にしてなくてもこれから大きな問題として取り扱わないといけないとおっしゃるのは、非常に貴重なご意見だと思います。今後の参考にしていただければと思います。

この件で他に何かご意見ありますか。また何か気がいたら次で発言してください。

その他の議題はまだありますよね、お願いします。

○日下部委員

はい、日下部です。

ちょっとお願いがあるのですが、私ども町内会、それと我々が今一番困っているのはごみの集積所で色々苦慮しているのですが、一度我々のごみを回収していただいている業者さんと、話し合いができるような場があったらいいのかなと考えております。というのは、我々の維持管理も大変、回収する業者さんも大変だと思います。そういったことで、お互いにお

そらく今までそういった話し合いの場が持たれたことがないかと思しますので、行政を挟んでそのような場を設けていただけたらと考えておりますが、業者さんの方にご意見を伺いたいなと思ひます。よろしくお願ひします。

○佐藤委員長

はい、只今日下部委員から議論をしたいというご要望がありました。市の方はどんな感じでしょうか。

○廃棄物対策課長

はい、本当に横須賀市は今 9,000 ヶ所ぐらいごみの集積所がある中で、町内会自治会の皆様に維持管理をしていただいているというところは、本当に頭が下がる思いでございます。いつも本当にお世話になっております。

その中で、うちの委託業者が今 10 社いるのですが、ちょっと嘉山委員がいらっしゃる中でいうのもあれですが、10 社と直接話し合いの場をといるお気持ちは十分わかるのですが、あくまで委託をしていいるのは横須賀市でありますので、横須賀市と委託業者の契約の中で業務を遂行している関係で、申し訳ありませんが横須賀市が相談窓口として対応させていただけないかというところがお願いになります。

○日下部委員

私が言うのはそうではなく、多分業者さんもいりんな問題でかなり苦慮していると思うのです。多分我々と共通しているところがあるかと思ひます。そういった意見交換をして、何とか改善して、特にルールに従わないでごみを捨てる人たちがたくさんいます。

私達は町内会で集積所を管理していますが、町内会だけでなく不特定多数の人が集積所を使っている訳ですよね。そういったことで私達も町内の住民から、なぜこれを私達がやらなきゃいけないのか、もしそうであるなら行政でやってくれるのかという意見も出ています。

ですから私が言うのは、業者さんと我々と話し合いの中で、お互いに多分同じく思っていることがかなりあろうかと思うので、そんなところが解決できたらいいのかなと単純にそう考えているだけです。

○廃棄物対策課長

はい、そういった町内会の未加入問題や、ごみの分別が守られない問題というものは、私達も日々感じているところで、市の職員も日々そういったお問い合わせを受けているところではあります。そういった地域ごとに業者も一緒に交えて話がしたいというようなご要望をいただければ、そこは個別で、例えば業者に委託している関係で市の方からちょっと相談をした上で、一緒に同席してもらえますかという業者の合意が取れば、そういった形も全く駄目ということにはならないのかなとは思ひますが、全体的にそれをできるのかというよりはやはり我々も委託者の責任というものもありますから、例えば排出指導であれば、指導するのはやはり行政であるべきというふうに思ひていますし、地域でそういったことを行ってトラブルになってしまう事例もあるので、そういうご相談があった場合は、まずは我々にやらせ

てくださいというような形を取っていますので、申し訳ありませんが、そこは個別の対応という形でやらせていただけないかなというところですか。前向きに全てお答えできなくて大変申し訳ないのですが、そういった形でやらせていただきたいと考えております。

○日下部委員

例えば私は上町連町なのですが、上町連町だけで話し合いは出来ますか。もちろんそのときは行政が立ち会ってという話になりますが。

○廃棄物対策課長

ちょっとそこは今この場で出来ませんというようなお答えをしたくないのですが、個別のケースになるのかなというところがあるので、例えば地域全体で連町として考えなければいけないのであれば、そこはちょっと個別案件になりますので今の段階で出来るが出来ないかというお答えはしかねますが、ご相談は承るという今日はそこまでの回答で勘弁してもらえればと思います。

○日下部委員

分かりました。大変失礼ですが嘉山委員、ご意見を伺えますか。

○嘉山委員

今の質問ですが、業者としまして今廃棄物対策課長がお話されたように、私共は市の方からこういうルールの下でこういう内容で収集してほしいということで契約をしております。その中で、多分上町という私の会社の担当地域なのでどう言ってもいいか分かりませんが、例えばいきなりみんなを集めてやると個々に言い合いになっちゃうと思います。お互いが言い分を言いますからね。というよりも、例えば先ほど廃棄物対策課長がおっしゃる通り、その地域の担当者と話をするというような形の方がかえってスムーズに行くのではないかと考えています。

あともう一つは、いろんなテーマがあると思いますのでそれを一つずつクリアしていく形にしないと話題があっちに行ったりこっちに行ったりしちゃうので、お互いの言い分というのがありますから。ただあくまでも私共は、市の方から市民の皆さんが困らないように親切丁寧にサービスをモットーにしてやってほしいと言われておりますので、それはやっていくのですけれども、集積所の維持管理の部分になるとどこまでやっていいのかというのがあります。一つだけ言いますと、例えばネットを掛けていてそれをまた畳んでいますよね。それを我々にどうかという方もいらっしゃると思いますが、逆にそれをやったために傷をつけた場合とか、畳み方が悪いとか、細かいことになってしまうのですがそういった部分にも発展しますので、一つずつテーマを決めながら市の方に入っていただいてやっていただいた方が返ってよろしいかと思います。

○日下部委員

嘉山委員、ありがとうございます。いつも感謝しております。

私が言うのはそういうことではなくて、本当に困っていること、対応に苦慮していることは多分同じです。確かに今言われるように、回収した後にボックスをどうしたとか、網の畳み方が悪いとか言う人もいます。しかし我々としては、一番困っているのはとにかくルールを守らないでゴミを不法投棄していく人が多すぎるのです。特に通り沿いの所です。この前も業者さんに迷惑を掛けましたが、事業系ゴミであることを承知で二度も集積所に出している方がいました。市の方に相談をして回収はしていただいて、その後犯人探しです。今回は薬屋さんだったのですが、薬屋さんが薬のケースを捨てていたのです。あれを捨てるなんてとんでもない話です。本人に確認をしたら「過去に回収してもらえたからまた捨てた」という言い分でした。もちろんこちらから、これは事業系ゴミだから事業系ゴミで出してくださいと厳重にお願いはしました。そういったことも含めて話し合いができたらいいいのかなと感じて、今日発言させていただきました。先ほど言われたように、行政と相談して話し合いができたらありがたいかなと思います。以上です、ありがとうございます。

○佐藤委員長

色々思う所はあると思うのですが、市としては廃棄物対策課が窓口になるということなので、まずは個別対応の話し合いをしていただいて、対応できるところは市として調整いただくという形で進めさせてもらうのが良いのかなと思います。難しい問題ですが市の方で前向きにご検討ください。ありがとうございます。はい、藤田委員どうぞ。

○藤田委員

資源回収でそういった問題は無いですか。

私はそちらの方を担当しているので気になりまして。

○日下部委員

資源回収では特にはないです。資源回収の時は決められてきちんと出されていますね。

○藤田委員

そうですね、良かったです。

何かありましたらいつでも行きますので。

○日下部委員

資源回収は私共の収入の一部になりますので助かっております。

○佐藤委員長

藤田委員の方で何かありましたらまた市の方にご相談ください。

この件について、これだけは発言したいという方はいらっしゃいますか。無ければ引き続きよろしくお願いいたします。

まだその他がありますよね、よろしくお願いいたします。

○環境部長

はい、その他の最後になります。

もう来月の話になりますが、令和8年4月1日付で組織改正がございます。今の環境部が資源循環部ということで、昔の名前に戻りまして、生活環境に関する業務を担当することになります。環境部と言いますと、動物の共生やゼロカーボンという自然環境の話と、生活環境に関する話が全部合わせて環境部でしょと認識されることがよくありました。それを整理させていただいて、生活環境、ごみの関係が資源循環部、自然環境、ゼロカーボンや動物森林との共生の関係については、経営企画部内に環境政策担当部が新しくできまして、そちらが担当していきます。

4月1日以降に皆様方への通知やご連絡については、資源循環部の方から行わせていただきます。特に事務局につきましては、現在環境部環境政策課がやらしていただいておりますが、4月からは資源循環部資源循環企画課となり、こちらからご連絡させていただくようになりますので、ご注意くださいようお願いいたします。

あともう一つ、個人的な話で恐縮ですが、事務局から私を含めて3人が役職定年を迎えます。環境部長の私山口と、環境施設課長の府馬、そして広域処理センター所長の山本の3人が3月末をもちまして役職定年という形になります。その後については現状ではまだ分からないですけれども、皆様方には本当にお世話になりました。これまで自分にごみの減量化や街の美化等、色々な仕事に携わらせていただきましたので、この先も引き続き何かしら横須賀のために少しでも貢献できればと思っていますところでございます。

皆様方には色々とお力添えをいただきまして、お世話になりました。本当にありがとうございました。

○佐藤委員長

どうもお疲れ様でございました。

その他にお話されたい方はいらっしゃいますか。いないようなので事務局から事務連絡をお願いします。

○事務局

皆さまお疲れ様でした。最後にいくつか事務連絡をさせていただきます。

初めに、本日は令和6年度の進行管理についてご審議いただきありがとうございました。委員の皆様から良いご意見やエールをいただきましたので、こちらを基に来年度も精進して参りたいと思います。なおこの進行管理については、3月中に完成版を公表したいと考えておりますので、本日の審議を通して、後ほど何かお気づきの点がございましたら、期間が短く恐縮ですが3月9日（月）までに事務局までご連絡いただきますようお願いいたします。

続いて、毎度のことになりますが、本日の議事概要につきましては、出席された委員の方全員に内容のご確認をいただいた後、公表させていただきます。議事概要の案につきましては、作成次第送付させていただきますので、お手元に届きましたら発言内容等の確認をお願いいたします。

また、いつも審議会の最後に次回の審議会の予定をご案内しておりますが、次回の審議会

の開催日は現状未定です。例年同様、10月前後を目安に開催できればと考えておりますので、日程の詳細が決まりましたら改めてご連絡させていただきます。先ほど部長の山口からご案内いたしました通り、4月1日付で事務局が資源循環企画課に変わりますので、資源循環企画課からご連絡いたします。引き続きよろしくお願いいたします。

最後になりますが、前回の審議会で答申を頂きました、新しい「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」については、現在最終的な事務手続きを行っている段階です。一連の手続きが終了しましたら、4月になってしまうかもしれませんが、皆様のお手元に完成版を送付させていただきますのでよろしくお願いいたします。なお、これに関連して一点ご注意いただきたい点がございまして、本日ご審議いただきました進行管理は令和6年度実績によるものであり、来年度は令和7年度実績における進行管理をご審議いただく予定です。先ほどご案内した新しいごみ処理基本計画は計画期間が令和8年度からとなっておりますので、来年度に令和7年度実績の進行管理をご審議いただく際は、現行の古い方のごみ処理基本計画に基づいて行います。そのため、恐れ入りますが4月に新しいごみ処理基本計画が届いた後も、古い方の計画は処分せずにお手元に保管しておいてください。よろしくお願いいたします。

長くなりましたが、事務連絡は以上です。本日お車でご来庁された方は駐車券の処理を行いますので、近くの事務局職員にお声掛けください。

○佐藤委員長

はい、長らくありがとうございました。本日はこれにて閉会したいと思います。

皆さん、どうもお疲れ様でした。

以上